

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>情報科学芸術大学院大学 学生寮管理人業務委託契約。</p> <p>入寮する学生の生活指導はもとより、当該建物を消防及び防犯設備を運用して安全を保ち、また緊急対応時は24時間対応する必要がある。そのため、管理人室に居住し常駐する管理人業務を委託契約する必要がある。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>イーブン管理 氏は平成22年7月～平成23年3月は当学日々雇用職員として、平成25年4月からは学生寮の管理人として勤務しており、IAMASの学校構成や学生の気質を熟知している。学生寮の管理は、単なる賃貸住宅の管理ではなく、学生の生活指導や安全指導等、信頼関係がなければ成立しない業務である。また、令和6年度からはソピアフラッツへの移行を見据えて、一部の部屋は使えない状況となっており、来年度も入居にあたっての調整についてこれまでの知識と経験が必要になると考えられる。氏はこれまでの勤務経験によって培ってきた豊富な管理能力を発揮し、適切な学生寮管理の運営が可能であり、他に適任者はいないため。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。